

食品安全委員会第609回会合議事録

1. 日時 平成28年6月7日（火） 14：00～14：46

2. 場所 大会議室

3. 議事

(1) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

・遺伝子組換え食品等 1品目

「高度に精製され、安全性の確保に支障がないことが確認された食品添加物を飼料添加物として使用する場合に安全性の確保に支障がないことの確認について」

(農林水産省からの説明)

(2) 薬剤耐性菌に関するワーキンググループにおける審議結果について

・「硫酸セフキノムを有効成分とする牛及び豚の注射剤（コバクタン／セファガード）に係る薬剤耐性菌」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

(3) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

・遺伝子組換え食品等「NZYM-JA株を利用して生産されたβ-アミラーゼ」に係る食品健康影響評価について

・遺伝子組換え食品等「ECP株を利用して生産されたL-プロリン」に係る食品健康影響評価について

・遺伝子組換え食品等「コウチュウ目害虫抵抗性及び除草剤グリホサート耐性トウモロコシMON87411系統（食品・飼料）」に係る食品健康影響評価について

(4) 食品安全関係情報（5月7日～5月20日収集分）について

(5) その他

4. 出席者

(委員)

佐藤委員長、山添委員、熊谷委員、吉田委員、石井委員、堀口委員、村田委員

(説明者)

農林水産省 磯貝畜水産安全管理課長

(事務局)

姫田事務局長、東條事務局次長、小森総務課長、関野評価第一課長、
鋤柄評価第二課長、岡田情報・勧告広報課長、池田評価情報分析官、
箴島リスクコミュニケーション官、高崎評価調整官

5. 配付資料

- 資料 1 - 1 食品健康影響評価について
- 資料 1 - 2 高度に精製された組換えDNA技術を応用した飼料添加物に係る食品健康影響評価について
- 資料 2 薬剤耐性菌に関するワーキンググループにおける審議結果について<硫酸セフキノムを有効成分とする牛及び豚の注射剤（コバクタン／セファガード）に係る薬剤耐性菌>
- 資料 3 - 1 遺伝子組換え食品等に係る食品健康影響評価に関する審議結果について<NZYM-JA株を利用して生産されたβ-アミラーゼ>
- 資料 3 - 2 遺伝子組換え食品等に係る食品健康影響評価に関する審議結果について<ECP株を利用して生産されたL-プロリン>
- 資料 3 - 3 遺伝子組換え食品等に係る食品健康影響評価に関する審議結果について<コウチュウ目害虫抵抗性及び除草剤グリホサート耐性トウモロコシ MON87411系統（食品）>
- 資料 3 - 4 遺伝子組換え食品等に係る食品健康影響評価に関する審議結果について<コウチュウ目害虫抵抗性及び除草剤グリホサート耐性トウモロコシ MON87411系統（飼料）>
- 資料 4 食品安全関係情報（5月7日～5月20日収集分）について
- 資料 5 シニアフェロー及びフェローの委嘱について（案）

6. 議事内容

○佐藤委員長 ただ今から第609回「食品安全委員会」会合を開催いたします。

本日は7名の委員が出席です。

また、農林水産省から磯貝畜水産安全管理課長に御出席いただいております。

それでは、お手元にございます「食品安全委員会（第609回会合）議事次第」に従いまして、本日の議事を進めてまいりたいと思います。

まず、資料の確認を事務局からお願いいたします。

○小森総務課長 それでは、資料の確認をさせていただきます。本日の資料は9点ございます。

資料 1 - 1 が「食品健康影響評価について」。

資料 1 - 2 が「高度に精製された組換えDNA技術を応用した飼料添加物に係る食品健康影

響評価について」。

資料2が「薬剤耐性菌に関するワーキンググループにおける審議結果について」。

資料3-1から資料3-4までが、いずれも同じ資料名で「遺伝子組換え食品等に係る食品健康影響評価に関する審議結果について」。

資料4が「食品安全関係情報（5月7日～5月20日収集分）について」。

資料5が「シニアフェロー及びフェローの委嘱について（案）」でございます。

不足の資料等ございませんでしょうか。

○佐藤委員長 よろしいでしょうか。

続きまして、議事に入る前に「食品安全委員会における調査審議方法等について」に基づく事務局における確認の結果を報告してください。

○小森総務課長 事務局において、平成27年7月1日の委員会資料1の確認書を確認しましたところ、本日の議事について同委員会決定に規定する事項に該当する委員はいらっしゃいません。

○佐藤委員長 確認書の記載事項に変更はなく、ただ今の事務局からの報告のとおりでよろしゅうございますか。

（「はい」と声あり）

○佐藤委員長 ありがとうございます。

（1）食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

○佐藤委員長 それでは、議事に入ります。

「食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について」であります。

資料1-1にありますとおり、農林水産大臣から6月6日付で遺伝子組換え食品等1品目について、食品健康影響評価の要請がありました。

それでは、農林水産省の磯貝畜水産安全管理課長から説明をお願いいたします。

○磯貝畜水産安全管理課長 農林水産省畜水産安全管理課の磯貝でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

今回、当省からお願いいたしますのは、資料1-2の高度に精製された組換えDNA技術を

応用した飼料添加物に係る食品健康影響評価でございます。

組換えDNA技術を応用した飼料添加物、以降「GM飼料添加物」とさせていただきますが、その製造等に当たりましては、飼料安全法に基づき、個別品目ごとに農林水産大臣の確認を受ける必要がございます。しかしながら、GM飼料添加物のうち、高度に精製され、不純物がほとんど含まれないアミノ酸及びビタミン、以降「高度精製品」と言わせていただきますが、それにつきましては、農業資材審議会及び食品安全委員会に製品の製造方法や非有効成分の含有等を評価いただき、GM飼料添加物としての大臣確認を不要としております。

今回は、食品安全委員会により、既に食品添加物の高度精製品としての安全性が確認されるものにつきまして、飼料添加物として使用する場合であっても、高度に精製され、安全性の確保に支障がないことが確認されているとすることにつきまして、評価をお願いするものでございます。

「3 今後の取扱い」に記載のとおり、本食品健康影響評価におきまして、食品安全委員会の御了承が得られましたら、該当するものにつきましては、食品安全委員会への個別品目ごとの食品健康影響評価についての意見聴取を行わないこととさせていただきます。なお、農業資材審議会における評価につきましては、従前のとおり行うことといたします。

説明は以上でございます。

○佐藤委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明の内容について、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。
熊谷委員、どうぞ。

○熊谷委員 このものというのは、アミノ酸のようなもの、アミノ酸とかビタミン、その他はあるものなのでしょうか。

○磯貝畜水産安全管理課長 今の時点では、不純物がほとんど含まれないアミノ酸とビタミンについて、高度精製品として扱っているところでございます。

○熊谷委員 そうすると、そうでないものも食品添加物としてこの審議が終わったものの中から、それを飼料添加物として利用するということはあり得る訳ですか。

○磯貝畜水産安全管理課長 今の時点では、アミノ酸とビタミンについての評価をお願いしているところで、現時点では、それ以外のものは飼料添加物として使用する場合に高度精製品としては取り扱っていないところであります。

○熊谷委員 分かりました。ありがとうございます。

○佐藤委員長 よろしゅうございますか。
他にどなたか御質問等ございましたら。
山添委員、どうぞ。

○山添委員 ビタミンに関して、一番微妙なところにあるのがビタミンDかと思いますが、ビタミンDは現在のところ対象になっていると考えたらいいのか、それとも、ビタミンDの場合はホルモン作用というのがどうしてもありますので、その辺はまた実際のところが出てきた段階で議論があるのかどうか。その辺について、もう既に決まっていた場合にはお話をいただけますか。

○磯貝畜水産安全管理課長 今の時点で指定はないということでございます。

○山添委員 分かりました。

○佐藤委員長 よろしゅうございますか。
局長、どうぞ。

○姫田事務局長 まだこれから食品安全委員会での審議が必要なのですけれども、その後、最終的にこういう制度にした場合には、農林水産省の方から、これで認めた場合は通知とか連絡をいただけるという考えでよろしいでしょうか。

○磯貝畜水産安全管理課長 その辺はしっかりと連絡を密にして、情報を共有できるように御相談しながら対応させていただきたいと思います。

○姫田事務局長 了解しました。

○佐藤委員長 他にどなたか御質問等ございますでしょうか。よろしゅうございますか。
それでは、本件については、遺伝子組換え食品等専門調査会において審議することといたしたいと思います。
磯貝課長、どうもありがとうございました。

○磯貝畜水産安全管理課長 よろしく願いいたします。

(2) 薬剤耐性菌に関するワーキンググループにおける審議結果について

○佐藤委員長 次の議事に移ります。

「薬剤耐性菌に関するワーキンググループにおける審議結果について」です。

本件については、ワーキンググループから意見・情報募集のための評価書（案）が提出されております。

まず、担当の熊谷委員から説明をお願いいたします。

○熊谷委員 資料2の6ページの要約に沿って御説明します。

農林水産大臣から動物用医薬品の再審査及び承認事項変更に係る評価要請のありました硫酸セフキノム製剤について、牛及び豚に使用された場合に選択される薬剤耐性菌に関する食品健康影響評価を、食品安全委員会が決定しました「家畜等への抗菌性物質の使用により選択される薬剤耐性菌の食品健康影響に関する評価指針」に基づいて実施しました。

硫酸セフキノム製剤は、牛及び豚の細菌性肺炎の治療を目的として使用されます。セフキノムはセファロスポリン系抗生物質であり、ヒトのサルモネラ感染症または、大腸菌による尿路感染症の治療に用いられることがあります。

ハザードとしての細菌は、牛及び豚に対して本製剤を使用することにより薬剤耐性菌が選択され、ヒトがその薬剤耐性菌に起因する感染症を発症した場合に、ヒト用抗菌性物質による治療効果が減弱または喪失する可能性がある感染症の原因菌であります。したがって、薬剤耐性サルモネラ及び薬剤耐性菌大腸菌をハザードとして特定し、リスク評価を行っております。

発生評価では、硫酸セフキノム製剤が牛及び豚に使用された場合にハザードが選択される可能性及びその程度を評価し、その使用により家畜における耐性の選択及び伝達が懸念されるけれども、牛及び豚由来サルモネラ及び大腸菌で耐性率等に大きな変動は認められず、感受性は維持されていると考えられました。そのことから、その程度は、それぞれについて低度と考えました。

暴露評価では、ヒトがハザードに暴露され得る経路を明らかにするとともに、畜産食品を介してハザードの暴露を受ける可能性及びその程度を評価し、牛及び豚由来食品が適切に管理及び消費される限りにおいては、その程度はそれぞれ低いと考えました。

影響評価では、ハザードに暴露されることにより起こり得るヒトの健康上の影響等を考慮しましたが、ヒトにおける治療効果が減弱または喪失する可能性を評価し、医療分野における現状を総合的に評価すると、その程度は、サルモネラについては高度、大腸菌については中等度であると考えました。

以上より、硫酸セフキノム製剤が牛及び豚に使用された結果としてハザードが選択され、牛及び豚由来の畜産食品を介してヒトがハザードに暴露され、ヒト用抗菌性物質による治療効果が減弱または喪失する可能性は否定できず、総合的にリスクを推定した結果、リスクの程度は中等度であるとしております。

詳しくは事務局から説明をお願いします。

○鋤柄評価第二課長 それでは、引き続き、資料の7ページをお願いいたします。

「Ⅰ. 評価の経緯及び範囲等」の「2. 経緯」(1) 評価対象の動物用医薬品ですが、①再審査に係る硫酸セフキノムを有効成分とする牛の注射剤と、②事項変更承認により、これに豚を追加した牛及び豚の注射剤に係る薬剤耐性菌について、食品健康影響評価の要請がございました。

8ページに参りまして、評価対象の動物用医薬品は牛及び豚に使用されることから、評価の対象を「牛及び豚由来の畜産食品」が介在する場合としました。

9ページから「Ⅱ. 評価対象動物用医薬品の概要」を記載しております。

10ページに(3) 有効成分の系統として、セフキノムはセファロスポリン系抗生物質であり、国内でヒト用として承認されているものとして、セファレキシン、セフォチアム等が、また、家畜に使用できるものとして、セフトフル等がございます。

11ページの表3でございしますが、2005年以降の硫酸セフキノム製剤の販売量を記載しております。同製剤の使用に関する規制につきましては、12ページの上の方でございしますが、使用上の注意事項として、獣医師の指示により使用すること。それから、第一次選択薬が無効の症例のみに限り使用すること等を承認の際に設定しております。

続いて、3. に海外の使用状況等を記載しております。

13ページに参りまして、米国では、硫酸セフキノムを有効成分とする動物用医薬品は認可されておませんが、EUでは、牛及び豚の注射剤として使用されております。

15ページから「Ⅲ. ハザードの特定に関する知見」を記載しております。以下、薬物動態や菌の感受性、耐性等についてまとめているところでございます。

次に、41ページでございしますが、5. 医療分野における重要性について、本委員会で定めましたヒト用抗菌性物質の重要度ランク付けにおいて、第三及び第四世代セフェム系抗菌性物質は「Ⅰ：きわめて高度に重要」にランク付けされています。

その下に6. としまして、ハザードの特定に係る検討を行っております。

その結果は43ページから「7. ハザードの特定」に取りまとめております。

44ページの中ほど、上からですが、評価すべきハザードとして、「以上のことから」に続きまして、牛及び豚に対して硫酸セフキノム製剤を使用することにより選択される薬剤耐性菌が、牛及び豚由来畜産食品を介してヒトに伝播し、感染症の原因となる可能性のある薬剤耐性サルモネラを特定しております。また、食品を介して直接感染症を引き起こす可能性は低い一般の大腸菌による尿路感染症では、セファロスポリン系抗生物質が治療に用いられていることから、薬剤耐性大腸菌もハザードとして特定しております。

続いて、その下「Ⅳ. 発生評価に関する知見」でございします。45ページの(2)から家畜由来細菌の感受性調査の結果をまとめております。JVARMにおいては、セフキノムは調査対象抗菌性物質ではございませんが、これと交差耐性を示すセフトフルについて、MIC等が調査されており、その結果を表32に記載しております。

次に、55ページの中ほどからでございしますが、「Ⅴ. 暴露評価に関する知見」で

ございます。

また飛びまして、60ページでございますが、4. (1) にハザードによる牛及び豚由来食品の汚染について記載しております。これらを表にまとめたものが62ページでございます。62ページの表44でございますけれども、市販されている牛及び豚ひき肉におけるサルモネラ及び大腸菌の検出状況。それから、次のページの表46には、国産の牛及び豚肉から分離された大腸菌の薬剤感受性を記載しております。

次に、64ページでございます。「VI. 影響評価に関する知見」でございます。

1. としてハザードとなり得る細菌の暴露に起因して生じるヒトの疾病の発生原因及び発生状況を記載しております。

また、67ページからは、3. としてヒトの臨床分野における耐性菌の状況を記載しております。表47にサルモネラ、表48から表50にかけて大腸菌について記載をしております。

その次、70ページでございますが、「VII. 食品健康影響評価」でございます。

具体的には、71ページから2. 発生評価でございますが、その結果は、次のページの表53でございますが、サルモネラ及び大腸菌それぞれについて、評価の結果は低度としております。

その下、3. 暴露評価でございますが、これにつきましては、次のページの表54、サルモネラ及び大腸菌それぞれについて、評価の結果は同じく低度としております。

その下から4. 影響評価につきましては、次のページの表55でございます。これにつきまして、サルモネラについては評価の結果は高度、大腸菌については評価の結果は中等度となっております。

これらの結果を踏まえまして、74ページの下から5. リスクの推定についてでございますが、結果は76ページ、表57でございます。サルモネラは中等度、大腸菌は低度と判断されております。

その下、6. 食品健康影響評価につきましては、先ほど熊谷委員から御説明いただいたとおりでございます。

また、78ページ「VIII. その他の考察」として記載がございまして、牛及び豚に使用する製剤については、現在の適正使用の確保のための措置を徹底するとともに、薬剤耐性菌に関する情報収集等のリスク管理措置を強化し、引き続き、現場での安易な使用を避けることが必要であるとしているところでございます。

本件に関しましては、差し支えなければ、明日から30日間、意見・情報の募集を行いたいと考えております。

説明は以上でございます。

○佐藤委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明の内容あるいは記載事項について、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。特にございませんか。

それでは、本件については、意見・情報の募集手続に入ることとし、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び評価書（案）への反映を薬剤耐性菌に関するワーキンググループに依頼することとしたいと思います。

(3) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

○佐藤委員長 それでは、次の議事に移ります。

「食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について」です。

遺伝子組換え食品等4品目に関する食品健康影響評価が提出されてございます。

まず、遺伝子組換え食品等4品目のうち、NZYM-JA株を利用して生産されたβ-アミラーゼ、ECP株を利用して生産されたL-プロリン、コウチュウ目害虫抵抗性及び除草剤グリホサート耐性トウモロコシMON87411系統（食品）に関する食品健康影響評価でございます。

本件については、専門調査会における審議、意見・情報の募集の手続が終了しております。

それでは、事務局から説明してください。

○池田評価情報分析官 それではまず、資料3-1をお願いいたします。NZYM-JA株を利用して生産されたβ-アミラーゼでございます。

審議の経緯でございますけれども、4月19日の食品安全委員会におきまして、審議結果の報告について審議がなされまして、5月19日まで、御意見・情報の募集を行った案件でございます。

評価書の5ページに概要がございますけれども、β-アミラーゼは、アミロースやアミロペクチン等のα-1,4-結合を加水分解して、マルトースを生成させる酵素でございます。マルトースシロップ等の製造時に加工助剤として用いるものでございます。

本件添加物につきましては、アミラーゼの生産性を高めるために、*Bacillus licheniformis* Ca63株を宿主としまして、*Bacillus flexus*由来のβ-アミラーゼ遺伝子及びタンパク質の分泌に関する遺伝子を導入して作製した菌株を利用したものでございます。

13ページに評価結果がございますけれども、安全性評価基準に基づきまして評価した結果、ヒトの健康を損なうおそれはないと判断されております。

御意見・情報の募集結果は、最後の1枚でございますけれども、1通いただいております。断固反対という御意見でございます。

右側に専門調査会の回答がございますけれども、1つ目のパラグラフで、食品安全委員会のことについて、中立公正に食品健康影響評価を行う機関であるという御説明。それから、本件添加物につきましては、ここに記載の安全性評価基準に基づきまして評価を行った結果、ヒトの健康を損なうおそれはないと判断しましたという回答でございます。

続きまして、資料3-2でございます。ECP株を利用して生産されたL-プロリンでござい

ます。

審議の経緯でございますけれども、御意見の募集期間については、先ほどのアミラーゼと同じでございます。

評価書の3ページから概要がございます。用途は栄養補給等でございます。

本件の添加物につきましては、L-プロリンの生産性を高めるために、*Escherichia coli* KY8227株を宿主としまして、L-プロリン生合成に関与する遺伝子の変異導入、プロモータ配列の挿入及びL-プロリン生合成に関与する遺伝子の欠失を加えて作製した株を利用して生産されたものということでございます。

L-プロリンにつきましては、食品添加物としての使用が認められておりまして、成分規格が食品添加物公定書に記載されておりまして、評価につきましては、このページの3.の項目でございますけれども、ここに記載の附則に基づきまして、安全性が確認されたという判断でございます。

御意見の募集結果につきましては1通いただいております。本審議結果に関しまして、高度生成添加物の附則によって審査がされていて、妥当な審議結果であるということと、また、この附則による迅速かつ効率的な審議が望ましいものと考えますという御意見ですので、右側に書いてございますように、御意見ありがとうございましたということで回答をさせていただいております。

次に、資料3-3でございます。コウチュウ目害虫抵抗性及び除草剤グリホサート耐性トウモロコシMON87411系統でございます。

審議の経緯でございますけれども、意見募集期間につきましては、先ほどの2件と同じでございます。

本系統のトウモロコシは、ウエスタンコーンルートワームの*Snf7*遺伝子の一部を逆方向反復の形で導入して作出されておりまして、二本鎖RNAが発現するというものでございまして、これをコーンルートワームがトウモロコシを食べた際に摂取しまして、それが取り込まれることによって、RNAiが誘導されて、結果として殺虫活性が示されるということでございます。また、これに加えまして、改変*cry3Bb1*遺伝子及び改変*cp4 epsps*遺伝子が導入されておりまして、これによってコウチュウ目害虫抵抗性と除草剤グリホサートに対する耐性が付与されているというものでございます。

評価につきましては、御覧の22ページの食品健康影響評価結果のところでございますけれども、安全性評価基準に基づきまして評価した結果、ヒトの健康を損なうおそれはないという判断になってございます。

御意見の募集結果でございますけれども、2通の御意見をいただいております。反対しますという御意見で、同趣旨のものをもう一件いただいております。

回答でございますけれども、食品安全委員会の位置づけについて御説明をする1パラグラフと、2つ目のパラグラフで、本トウモロコシについては、ここに記載のとおり、基準に基づきまして挿入された遺伝子の安全性、挿入遺伝子から算出されるタンパク質の毒性

及びアレルギー誘発性の他に植物代謝経路への影響、植物の栄養成分及び有害成分等の比較の結果等について確認した結果、非組換えのものと比較して新たに安全性を損なうおそれのある要因は認められないということで、ヒトの健康を損なうおそれはないと判断しましたという回答になってございます。

以上、3件につきましては、この回答でよろしければ、専門調査会の結論をもちまして関係機関に通知したいと考えております。

説明は以上でございます。

○佐藤委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明の内容あるいは記載事項について、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。特にございませんか。

それでは、本件については、遺伝子組換え食品等専門調査会におけるものと同じ結論、すなわちNZYM-JA株を利用して生産されたβ-アミラーゼについては、「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準」に基づき評価した結果、ヒトの健康を損なうおそれはないと判断した。ECP株を利用して生産されたL-プロリンについては、「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物のうち、アミノ酸等の最終産物が高度に精製された非タンパク質性添加物の安全性評価の考え方」に基づき、安全性が確認されたと判断した。コウチュウ目害虫抵抗性及び除草剤グリホサート耐性トウモロコシMON87411系統（食品）については、「遺伝子組換え食品（種子植物）の安全性評価基準」に基づき評価した結果、ヒトの健康を損なうおそれはないと判断したということによろしいでしょうか。

（「はい」と声あり）

○佐藤委員長 ありがとうございます。

続きまして、コウチュウ目害虫抵抗性及び除草剤グリホサート耐性トウモロコシMON87411系統（飼料）に関する食品健康影響評価についてです。

本件についても、専門調査会における審議が終了しております。

まず、担当の山添委員から説明をお願いいたします。

○山添委員 それでは、資料3-4の2ページの要約を御覧いただけますでしょうか。

先ほど審議されましたトウモロコシMON87411系統の飼料としての安全性の評価になりますので、本系統の概要は食品と同様でございます。

食品としての安全性については、先ほど審議を行ったとおり、ヒトの健康を損なうおそれはないと判断しております。「遺伝子組換え飼料及び飼料添加物の安全性評価の考え方」に基づき評価した結果、改めて「遺伝子組換え食品（種子植物）の安全性評価基準」に準

じて安全性評価を行う必要はなく、当該飼料を摂取した家畜に由来する畜産物について安全上の問題はないと判断しております。

追加等については、事務局からお願いいたします。

○池田評価情報分析官 それでは、補足させていただきます。

ただ今御説明がございましたとおり、先ほど食品として評価をいただきましたトウモロコシの飼料としての評価でございます。

お手元の資料の3ページの「Ⅱ．食品健康影響評価」の1. にございますけれども、挿入された遺伝子もしくは当該遺伝子によって産生されるタンパク質が畜産物に移行することはこれまでに報告されていないということでございます。また、*DvSnf7*遺伝子断片により発現する二本鎖RNA、dsRNAからタンパク質が産生されることはないと考えられるということでございます。

また、2. にございますように、食品としての安全性評価につきましては、先ほど御説明のとおり、ヒトの健康を損なうおそれはないと判断されております。

これらを考慮いたしますと、この遺伝子組換え植物に新たな有害物質が生成されることはないため、畜産物中に新たな有害物質が移行することは考えられないということでございます。また、遺伝子組換えに起因する成分が畜産物中で有害物質に変換・蓄積される可能性や家畜の代謝系に作用し、新たな有害物質が生成される可能性は考えられないという評価でございます。

本件につきましては、既に食品としてのパブリックコメントも行っているものでございますので、これまでの取り扱いと同様に、パブリックコメントを行わず、専門調査会の結果をもちまして関係機関に通知をしたいと考えてございます。

説明は以上でございます。

○佐藤委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明の内容あるいは記載事項について、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。特にございませぬか。

それでは、本件については、遺伝子組換え食品等専門調査会におけるものと同じ結論、すなわち「遺伝子組換え飼料及び飼料添加物の安全性評価の考え方」に基づき評価した結果、改めて「遺伝子組換え食品（種子植物）の安全性評価基準」に準じて安全性評価を行う必要はなく、当該飼料を摂取した家畜に由来する畜産物について安全上の問題はないと判断したということによろしいでしょうか。

（「はい」と声あり）

○佐藤委員長 ありがとうございます。

(4) 食品安全関係情報（5月7日～5月20日収集分）について

○佐藤委員長 それでは、次の議事に移ります。

「食品安全関係情報（5月7日～5月20日収集分）について」です。

事務局から報告してください。

○岡田情報・勧告広報課長 それでは、お手元の資料4に基づきまして報告いたします。

資料の最初は総括表ですので、御覧いただければと思います。

次に、食品安全関係情報の5月7日から5月20日収集分96件のうちの主なものの紹介という形です。

最初が【化学物質】となります。

FAOが、5月16日にJMPRの概要報告書を公表したという情報になります。これは、本年の5月9日から13日に開催されまして、ダイアジノン、グリホサート、マラチオンに関して、ADI及びARFDのデータに関する評価を行ったということです。

概要の公表につきまして、詳細版も既に公表されております。内容的に130ページ近い大量なものになるので、後日、これについてはハザード情報として委員会に報告したいと考えております。

次に、ドイツのBfR関係ですけれども、5月4日、内分泌かく乱物質類（ED類）に関する専門家会議でのワークショップ報告書を公表したという情報になります。この国際会議においては、内分泌かく乱物質の特定に関するコンセンサスが得られたとして、全会一致で合意された合意声明を含む、会議でのワークショップの内容が報告されております。

なお、本会議の方では、本委員会の専門委員である青山先生から、ED類に関する食品安全委員会で行っている評価についての発表を行っております。

次に【微生物・プリオン・自然毒】関係となります。

米国疾病管理予防センター（CDC）が、5月3日、冷凍食品に関連した複数州に及ぶリステリア集団感染に関する報告を公表したという情報になります。本年3月から、CDCは、州の公衆衛生当局及びFDAの共同で複数州に及ぶリステリア集団感染の調査を行って、この原因として、CRF Frozen Foods社が製造した冷凍野菜がこの集団感染の原因である可能性が高いという報告をしております。CRF Frozen Foods社は、4月23日に冷凍野菜製品のリコールを行っておりまして、これについては日本でもニチレイなどが製品の回収を行っているとこのような状況になっております。

続きまして、英国食品基準庁（FSA）のアプリコットカーネル及びビターアーモンドカーネルの摂取に関する注意喚起ということで、これは前回の委員会でも内容はお話ししましたが、その続報という形になります。

FSAは、5月12日に、アプリコットカーネル及びビターアーモンドカーネルの摂取に関し

て注意喚起を行ったということで、粉末を含むアプリコットカーネルを摂取しないよう、また、ビターアーモンドカーネル及び粉末形状のものも含めて食べないようという形で注意喚起を行っております。

前回の委員会でも御指摘ありましたけれども、アプリコットカーネルというと英語なのですけれども、日本語にするとアンズの仁ということで、杏仁ということですが、これについては、この注意喚起の中でいわゆる香料として使用される加工品、杏仁豆腐とかに使われる香料ですけれども、これの仁は加熱加工済みでシアン化物による有害リスクはないということで、食べても安全ですということが報告されております。

続く2点が表示に関する情報です。

フランスの厚生・連帯省は、5月10日、厚生大臣として、食品のラベル表示に関する試験を本年の9月から実施するという内容を報告しております。この試験においては、主要栄養素の含有量から食品の栄養学的な質をスコア化して、5つのカテゴリーに分類して、5色で表示するシステムから、4種類の表示システム、いろいろな表示のシステムを試験するというような内容になっております。

続いて、表示関係ですけれども、FDAが、5月20日、加工食品の栄養成分表示を新たにすることを公表しております。かなり新しくなるのですけれども、主なものの成分表示としては、カロリー及びサービングの強調をちゃんとするようにというものと、製品に添加される砂糖の量が分かるように、添加糖類のグラム及び1日摂取比率。1日摂取量というのを1日摂取すべきもしくは摂取し過ぎない上限として設定しているようなのですけれども、これに対する比率を表示するよというふうな幾つかの項目が新しくなるということで、これについては2018年7月26日まで、製造業者がこの新しい表示に切りかえなくてはいけないという形になっているということが情報として上がっております。

私からは以上です。

○佐藤委員長 ありがとうございます。

ただ今の報告の内容あるいは記載事項について、御質問等ございましたら、お願いいたします。特にございませんか。

リステリア関係でもし分かったら教えていただきたいのですが、日本でも同一ソースのものが輸入されて、それが回収・リコールになった。そのリコールはうまくいっていると理解していてよろしいですか。特にその辺の情報はございませんか。

○岡田情報・勧告広報課長 情報はないのですけれども、特にそれでという後の報道は持っておりませんので、多分大丈夫だとは思いますが。

○佐藤委員長 局長。

○姫田事務局長 基本的にこれは検疫所とか保健所の指示とかではなくて、メーカーの自主的なリコールと聞いております。

○佐藤委員長 当然、検疫はなにごとにもなく通ってきている訳ですね。
他にどなたか御質問等ございますでしょうか。よろしいですか。

(5) その他

○佐藤委員長 次に、本日は、その他として「シニアフェロー及びフェローの委嘱について」という議事が予定されていると聞いております。

事務局から説明していただけますでしょうか。

○小森総務課長 それでは、お手元の資料5に基づきまして御説明をいたします。

これまで食品安全委員会の委員会等の皆様におかれましては、退任後に委員会における位置づけがないため、委員会との関係が薄くなる場合が多く、その食品安全に係る高い御識見を委員会として十分に活用できていない状況でございます。

そこで、今後、退任された委員等の皆様のうちから、委員長がシニアフェローまたはフェローという形で委嘱を行い、退任後も引き続き、委員会に助言等をいただくことで、その御見識を委員会の業務運営に生かしていきたいと考えております。

案につき御審議いただき、決定いただければ、手続を進めたいと考えております。

○佐藤委員長 ただ今説明いただきましたけれども、説明の内容あるいはこの案について、御質問等ございましたら、お願いいたします。特にございませんか。

特にございませんでしたら、案のとおり決定するというところでよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○佐藤委員長 ありがとうございます。

それでは、事務局は手続をよろしくお願いいたします。

他に議事はございますか。

○小森総務課長 ございません。

○佐藤委員長 これで本日の委員会の議事は全て終了いたしました。

次回の委員会会合は、来週6月14日火曜日14時から開催を予定しております。

また、8日水曜日14時から「農薬専門調査会評価第二部会」が非公開で、9日木曜日14

時から「新開発食品専門調査会」が非公開で、10日金曜日14時から「農薬専門調査会評価第三部会」が非公開で、それぞれ開催される予定となっております。

以上をもちまして、第609回「食品安全委員会」会合を閉会いたします。

どうもありがとうございました。